

議案第五号

災害時において応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 港区長 武井雅昭

災害時において応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

災害時において応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（平成十六年港区条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第六条ただし書を削る。

付 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（説明）

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）

の施行による株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）の一部改正により、株式会社日本政策金融公庫等が行う恩給又は共済年金を担保に供する融資の一部が廃止されることに伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。